

広島広域都市圏「ふるさとの魅力発見ツアー」の企画・実施等業務に係る コンペティション応募要領

1 業務名

広島広域都市圏※「ふるさとの魅力発見ツアー」の企画・実施等業務

※ 広島広域都市圏を構成する30市町

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、
安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、
北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
島根県：浜田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町

2 業務内容

「基本仕様書」のとおり。

3 業務場所

広島広域都市圏協議会（以下「協議会」という。）の指定する場所

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 概算事業費

本業務に係る費用は年額375,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 コンペティション応募資格

コンペティションに応募する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律239号）第3条及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の3の規定に基づき、観光庁長官及び都道府県知事から第1種又は2種旅行業務の登録を受けている者であること。
- (3) 企画提案の応募開始の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島広域都市圏を構成する30市町の競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、企画提案の応募開始の日から受託候補者の特定までの間のいずれにおいても、指名停止措置又は競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は民事再生手続の開始の申立てが行われていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (8) 広島広域都市圏を構成する30市町の市税又は町税及び消費税並びに地方消費税を滞納していない者であること。

7 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年4月12日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書(様式1)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。
提出に当たっては、質問書が提出先に到達していることを電話により確認すること。

ウ 提出先

後記14の協議会事務局

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、令和6年4月17日(水)までに協議会事務局において質問者に直接回答するとともに、広島広域都市圏ホームページ*に掲載する。

※ 広島広域都市圏ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/>

8 応募書類の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

提案は、「基本仕様書」に基づき「コンペティション企画提案書作成要領」(応募要領 別紙1)を参照して行うこと。

(2) 提出書類

ア 応募用紙(様式2)

イ 企画提案書(詳細は「応募要領 別紙1」参照)

(ア) 企画提案書表紙(様式3)

(イ) ツアーの行程案(様式不問)

(ウ) 提案ポイント(様式不問)

(エ) 実施スケジュール(様式不問)

(オ) 類似業務の実績一覧(様式4)

ウ 見積書(様式不問。単価、数量、金額その他必要事項等を可能な限り詳細に記載すること。)

※見積書は参考資料であり、評価対象ではない。

エ 誓約書(様式5)

オ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(原本)

※発行日が応募書類提出日から3か月前の日以降のものに限る。

カ 市税等の滞納がない旨の納税証明書(ア)及び(イ)。写し可)

(ア) 「令和〇〇年〇〇月〇〇日(直近の証明可能な日)」以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある、広島広域都市圏を構成する30市町(本店、支店又は営業所の所在する市町に限る。)の納税証明書

※証明年月日が応募書類提出日から3か月前の日以降のものに限る。

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない」旨の記載のある税務署の納税証明書

※証明年月日が応募書類提出日から3か月前の日以降のものに限る。

(3) 提出部数

企画提案書は11部(正本1部+副本10部)、その他の書類は各1部

(4) 提出期間

令和6年4月1日(月)から4月26日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出期間内に提出すること(提出先は後記14のとおり。)

ア 持参

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 郵送

特定記録郵便等により、令和6年4月26日(金)午後5時15分まで(必着)

(6) その他

ア 提案は、1者につき1件とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式6)を提出すること。

また、企画提案書の提出から受託候補者の特定までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。

エ 提出された企画提案書は返却しない。「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

9 審査方法

(1) 審査

広島広域都市圏「ふるさとの魅力発見ツアー」の企画・実施等業務コンペティション方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準（応募要領 別紙2）に基づき、企画提案書を審査及び評価する。

(2) 審査委員会の構成

審査委員会は、次の者をもって構成する。

委員長 広島広域都市圏協議会事務局長（広島市企画総務局政策企画部広域都市圏推進課長）

委員 広島広域都市圏構成市町 各窓口担当課長

(3) 受託候補者特定基準

企画提案書により、次の評価項目について、受託候補者特定基準（応募要領 別紙2）に掲げる評価基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。

ア 提案内容及び実施方法等

イ ツアー内容等

ウ 実施スケジュール

エ 類似業務の実績

オ その他

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会による審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ウ 応募者が1者の場合においても審査委員会において審査を行い、受託候補者の特定の可否を決定する。

(5) 結果の通知

審査及び評価の結果は、コンペティション応募者全員に対して審査終了後速やかに書面にて通知する。

なお、受託候補者となった者には、見積書等の提出について案内する。

(6) 結果の公表

受託候補者の特定後、速やかに決定された応募者名、各応募者の評価結果を広島広域都市圏ホームページに掲載する。

(7) 結果の説明

応募者からの審査及び評価結果に関する質問等は、協議会事務局において書面により受け付ける。ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。

なお、協議会事務局は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。ただし、やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

11 契約の締結

優先交渉権者と協議会は、本業務の企画提案書に基づき、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

12 その他

(1) 本コンペティション手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 企画提案書の作成、その他本コンペティションの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 次の各項目に該当する企画提案は無効とする。
- ア 本応募要領に示したコンペティション応募資格のない者が提出した企画提案
 - イ コンペティション応募者が、令和6年4月26日(金)午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記6のコンペティション応募資格を満たさなくなった場合
 - ウ 本応募要領に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
 - エ 本コンペティションに関する条件に反した場合
- (4) 協議会に対する応募者の不当な働き掛けは、一切禁止する。
- (5) 協議会は、提出された企画提案書等を審査以外には提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合は、この限りではない。
- (6) 本応募要領に定めるもののほか、本コンペティションを行うために必要な事項が生じた場合には、協議会事務局が広島広域都市圏を構成する市町と協議の上、これを定め応募者に通知する。
- (7) 「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (8) 本業務は、協議会が適当と認めた場合、基本的には令和8年度末まで継続する予定である。ただし、本業務に係る予算措置が困難な場合は、この限りではない。

1 3 スケジュール（予定）

令和6年 4月 1日（月） 企画提案書の応募受付開始
4月12日（金） 質問書の提出締切り
4月26日（金） 企画提案書の提出締切り
5月24日（金） 受託候補者の特定

1 4 問合せ先及び各種書類の提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）
広島広域都市圏協議会事務局
（広島市企画総務局政策企画部広域都市圏推進課内）
T E L : 082-504-2017（直通）
F A X : 082-504-2029
Eメール : kouiki@city.hiroshima.lg.jp